

沖縄県立沖縄高等特別支援学校

学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針の策定

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1. 学校いじめ基本方針

- いじめはどの生徒にもどの学校でも起こりうる問題である認識をもつ。
 - 生徒が一定の人間関係のあるものから心理的・物理的な攻撃(インターネットや携帯のメール、SNSなどを含む)を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものに関するすべてにおいてしっかりと対応する。
 - 起こった場所は学校の内外を問わない。
 - 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。
- ##### 2. いじめの防止等に関する基本的考え方
- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つ。
 - いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行う。
 - いじめは学校の指導の在り方が問われる問題であるということを常に意識する。
 - 学校、寄宿舎、家庭、地域社会など関係者が一体となって迅速かつ組織的に対応する。

第2 いじめの防止等のための対策の内容

1. いじめの防止などのために学校が実施する施策

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

①組織の構成員

校長、教頭、生徒指導主任、人権・道徳委員、学年主任、養護教諭、教育相談担当
学級担任、寄宿舎担当 など(必要に応じ外部専門家が参加)

②組織の役割

いじめ防止の全体計画の策定
いじめ発見のための調査(アンケート、チェックシートなどを活用)
教職員の共通理解と意識啓発
関係機関との連携
生徒や保護者への情報発信と意識啓発
いじめ事案への対応や指導方針などの協議
重大事態への対応 など

(2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

①いじめの防止(未然防止のための取り組み)

- 集会や特別活動などを通して「心と命の学習」や「いじめの問題」に触れるなど継続的かつ定期的に生徒に働きかける。
- いじめは「どの子にも、どの学校でも起こりうる」問題であることを十分に認識し学校内で生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- インターネットや携帯電話によるメール、SNSなどを通じて行われるいじめに対する対策の推進。

②早期発見

- 教師は生徒との信頼関係を築くとともに日頃から生徒の理解・観察に努める。
(手些細な兆候(ふざけたように見えるもの)も含む)

- 生徒への生活実態調査（アンケートやチェックシートなど）や個人面談、日常の観察などからいじめに関する情報収集および実態把握を行う。
- 教師間の情報交換を定期的に行う。
- ③いじめに対する措置（迅速かつ組織的に対応する。）

いじめに係る情報を集める。



指導・支援体制を組む。

生徒への指導・支援を行う。

保護者や関係機関と連携する。

- ・いじめられた生徒：寄り添い支える体制を作る。
- ・いじめた生徒：自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめを見ていた知っていた生徒：自分の問題としてとらえさせるとともに今後は誰かに知らせることの大切さを伝える。

2. 重大事態への対処

(1) 重大事態の調査

いじめにより、生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある生徒がいないか明確にするための調査を行う。

(2) 調査結果の情報提供及び報告する

重大事態の疑いがあった場合および、生徒や保護者など関係するものからそれに係る情報提供があった場合においては校長に報告し、対応を早急に行う。

3. その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 年間計画（校内研修、個別面談、教育相談、アンケート、いじめ防止等の取り組み）

(2) PDCA サイクルによる検証と評価（随時、指導・支援体制に修正を加え、適切に対応）

4. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉などに関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめ防止対策推進法）

役割

- いじめの未然防止から発見・対応にいたることを中心となって取り組む役割。
- いじめ防止の全体計画の策定
- いじめ防止等の対策と教職員の共通理解と意識啓発
- いじめの相談、通報の窓口としての役割
- いじめ発見のための調査および情報収集と記録、共有を行う役割。
- いじめを把握した際、アセスメントによる指導・援助方針（中・長期目などを明確にする）の共有および指導・援助体制を作る役割。
- いじめに対する緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、学校基本方針に基づく対応の決定と保護者などとの連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

学校におけるいじめの防止等対策のための組織

校長 教頭 生徒指導主任 人権・道徳委員 学年主任 養護教諭
学級担任 寄宿舍担当



必要に応じ「外部専門家が参加」

例えば心理（スクールカウンセラーなど）、福祉の専門家、医師 など

5. 発見から指導までの組織的対応フローチャート

